

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

## 準備書面（56）

2012年 3月 12日

松山地方裁判所 御中

### 口頭弁論主義・双方審尋主義に反する裁判長の訴訟指揮

—— 口頭弁論主義・双方審尋主義に基づく充実した審理の求め ——

#### 口頭主義・双方審尋主義が原則であること

憲法82条で、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と規定しているように、裁判は、「対審」で、「公開法廷で行う」ことが要求されている。つまり、公開の法廷で審理を円滑に行うために、法廷における裁判所と当事者との交流は、口頭でなされるのを原則としている。つまり、口頭主義を原則とし、補充的に書面主義を採用しているのである。

また、裁判所は、両当事者に、主張を述べ、証拠を提出する機会を平等に与えなければならない。これを双方審尋主義という。双方審尋主義は、相手方の主張に反論する機会の保障も含むものである。

#### 口頭主義・双方審尋主義に反する裁判長の一方的・強引な訴訟指揮

しかるに、加島滋人裁判長は、口頭主義に反し、原告らが提出している多数

の準備書面の内から一部の重要な書面を選んだ準備書面要旨の口頭陳述さえも極めて制限して来ていた。第四回口頭弁論では、高井原告が、準備書面の要旨の口頭陳述の途中であるにもかかわらず、一方的に法廷から退席してしまった。つまり、加島裁判長の訴訟指揮は、明らかに原告らの口頭弁論を制限し、その機会を事実上奪っている。これは、口頭弁論主義に抵触する訴訟指揮である。

また、上記高井原告の準備書面の要旨は、被告準備書面の（1）及び同（2）並びに同（3）の被告らの主張の矛盾に関する確認であった。

最高裁のホームページには、次のように書かれている。

裁判長は、当事者の主張や立証に矛盾や不明確な点があれば、質問をしたり、次回期日にその点を明らかにするよう準備することを命ずることができます。この権限は釈明権と呼ばれます。

つまり、原告らによる被告の主張の矛盾の指摘を待つまでもなく、裁判長が自ら、この被告らの相反する主張の矛盾に対しては釈明を求める必要がある。にもかかわらず、加島裁判長は、一切の釈明を求めず、その一方で、原告らがこの矛盾を明らかにし、いずれの被告の主張を採用するのかを確認するための弁論中に、上記のように、加島裁判長は、法廷から退散してしまったのである。つまり、被告らの主張を確定し、その被告らの主張に対する原告らの主張を行うために必要な双方審尋主義に反して、原告のそれを妨害するという極めて被告寄りの不公正な訴訟指揮を行ったのである。

以上の事実に基づき、口頭弁論主義・双方審尋主義に基づく充実した審理を実現させるために下記のことを実行するように求める

## 記

- 1、 第5回口頭弁論時間を1時間確保すること
- 2、 勝手かつ一方的に法廷から退席しないこと
- 3、 公正な訴訟指揮を行うこと

以上